

令和3年4月6日

大阪河崎リハビリテーション大学  
1～4年生及び保護者 各位

大阪河崎リハビリテーション大学  
学長 武田 雅俊  
臨床実習委員長 上島 健

### 臨床実習における医療機関等での実施について（第5報）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本学では様々な取り組みを行っております。本学の教育カリキュラムのうち、臨床実習は医療機関等で実施することが求められております。各学年、各専攻で臨床実習の実施時期や期間が異なり、原則として各医療機関で臨床実習を実施する予定としております。

医療機関等で臨床実習等を実施する際、学生の皆様には学内で行っている感染予防策よりもさらに注意を払い、学生の皆様が感染しないことと医療機関等で感染拡大とならないように取り組む必要があります。本学としては、以下の方針を学生の皆様に遵守していただきますので、皆様のご協力をお願いします。

なお、事態は日々流動的に変容し、今後も様々な対応を迫られることと考えます。その際には最善の策を講じますので、学内メール、本学の電子掲示板（desknet's インフォメーション等）にてお伝えしますので、随時ご確認ください。

### 記

#### 1. 安全対策

新型コロナウイルス感染症関連の情報は、本学ホームページの「在学生関連について」(<https://www.kawasakigakuen.ac.jp/emergency/news/1969/>)をご参照ください。

また、新型コロナウイルス感染予防対策として、新型コロナウイルス感染症 市民向け感染予防ハンドブック[第3版] 東北医科薬科大学病院作成の内容を必ず確認してください。

各医療機関で臨床実習等に参加する学生においては、臨床実習等の開始日の2週間前より、検温、体調等の健康管理シートの記入を行わなければいけません。健康管理シート、新型コロナウイルス感染症 市民向け感染予防ハンドブック[第3版]は、本学 desknet's (文書管理→新型コロナウイルス感染予防) からダウンロードできます。

## 2. 学外で実施される臨床実習等について

各医療機関において後期に実施される臨床実習等は、現時点で以下の予定としております。臨床実習の期間、実施時期については、感染拡大状況から変更することがありますので、最新の情報にご注意ください。

### 4年生

- ・ 理学療法学専攻：臨床総合実習Ⅱ 令和3年6月7日(月)より8週間
- ・ 作業療法学専攻：臨床総合実習Ⅱ 令和3年5月31日(月)より9週間
- ・ 言語聴覚学専攻：臨床総合実習 令和3年6月7日(月)より8週間

### 3年生

- ・ 理学療法学専攻：臨床総合実習Ⅰ 令和3年10月11日(月)より8週間
- ・ 作業療法学専攻：臨床総合実習Ⅰ 令和3年10月4日(月)より9週間
- ・ 言語聴覚学専攻：臨床評価実習 令和4年1月24日(月)より4週間

### 2年生

- ・ 理学療法学専攻：臨床検査・測定実習 令和4年1月31日(月)より3週間
- ・ 作業療法学専攻：臨床検査・測定実習 令和4年1月31日(月)より3週間
- ・ 言語聴覚学専攻：臨床基礎実習 令和4年2月28日(月)より1週間

### 1年生

- ・ 理学療法学専攻：臨床見学実習 令和4年2月28日(月)より1週間
- ・ 作業療法学専攻：臨床見学実習 令和4年2月28日(月)より1週間

※ 各臨床実習施設の受け入れ方針に従い、感染予防対策を行って臨床実習等を実施します。

## 3. 臨床実習における実習用定期券購入について

臨床実習における実習用定期の購入について、臨床実習施設が決定されたら、学生の皆様からの通学経路申請をしていただきます。この手続きに、約1~2ヶ月の期間を要します。通学定期券を購入できるよう、本学としても各鉄道会社等と最大限調整を行います。

しかし、感染拡大等による臨床実習施設の受入先が急に変更となった場合、通学定期券が購入できないことが予想されます。その際は、回数券購入等の経済的な通学方法の検討をお願いします。また、臨床実習が開始されても感染拡大により臨床実習が中止となり、通学定期券の払い戻し等の手続きが必要になることもありますのでご理解をお願いします。

#### 4. 臨床実習における新型コロナウイルス感染症の予防指導について

臨床実習に参加する学生は、別紙（臨床実習における新型コロナウイルス感染症の予防指導）に示す遵守事項に沿って行動してください。臨床実習施設において、学生自身が感染しないようにすることや、感染を広げないようにすることに留意してください。

#### 5. 臨床実習を開始した後に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合について

本学では、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する本学の行動指針による活動制限レベル（<https://www.kawasakigakuen.ac.jp/emergency/news/1969/>）を定めております。感染拡大の状況から、臨床実習の延期、中止、臨床実習施設の変更等が生じる場合があります。臨床実習施設での実習期間が不足した場合については、学内実習等に振り替えて実施します。

学生間で臨床の場での学修日数に差が生じることもあり得ますが、ICT 機器等の通信機器を活用した学内実習等を行います。このことにより、臨床実習施設での臨床実習に代えて必要な知識及び技能を修得できるように指導し、修学の差が生じることがないように配慮します。

臨床実習の開始時期が延期等になった場合、夏季休業等の期間は十分に確保できないことも生じますので、あらかじめご理解をお願いします。

#### 6. 臨床実習に参加する学生への合理的配慮について

将来、臨床現場で就労した後、在学中の臨床実習経験が非常に大切です。しかし、感染症に対する予防策を講じて臨床実習を実施しますが、新型コロナウイルス感染症の感染リスクに通常以上の対応を余儀なくされている方もおり、合理的配慮の検討が必要なこともあります。

同居するご家族に高齢者や基礎疾患のある方がいる場合（感染して重症化の危険性がある等）、ご家族の就業上の理由等の合理的な配慮が必要な場合については、学生個々の事情を検討しますので、担任教員までお知らせ下さい。

#### 7. 本学学生等が、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者となった場合について

別紙（臨床実習における新型コロナウイルス感染症の予防指導）に示す臨床実習の開始後における臨床実習の中止基準に則って、臨床実習は一時中止となります。なお、一時中止期間中は公欠扱いとし、不足する臨床実習期間は学内実習等で補充いたします。

#### 8. 本学方針の情報更新について

上記については、令和3年4月6日時点での状況であり、官公庁の方針や社会情勢等により、変更することがありますので、本学からの情報に注意してください。

本学の学生の安全衛生を最優先事項として配慮し、この未曾有の事態に真摯に対応する

ことで、将来の日本の医療を担う人材を育成する義務を担います。どうか、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上

## 臨床実習における新型コロナウイルス感染症の予防指導

1. 新型コロナウイルス感染症に対する学生への感染予防指導
  - ・新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック[第3版]（東北医科薬科大学病院感染制御部作成）の配布及び感染予防指導を行う。
  
2. 本学における新型コロナウイルス感染症の対応について
  - ・登校（通勤・通学）、授業、休憩時間等について、（資料1）の指導を行う。
  - ・臨床実習前の行動について、以下のことを制限する。
    - ①学生の海外渡航の禁止
    - ②催物（イベント）への参加や飲食を伴う会合参加を原則禁止
    - ③不特定多数の接客を行うアルバイト（飲食店等）を自粛
    - ④カラオケ店、パチンコ店等の感染拡大を招く恐れのある遊興施設
  
3. 臨床実習前・臨床実習中の健康管理や注意喚起について
  - ① 検温及び健康状態に関する健康管理は、引き続き実施する。当該記録は、臨床実習等の開始の2週間前から、健康管理シート（資料2）に記録する。
  - ② 各医療機関で実施する臨床実習や学内実習中は、健康管理シートを臨床実習指導者へ毎朝提出し、自身の体調を報告する。
  - ③ 各医療機関で実施する臨床実習や学内実習中は、マスクを着用する。
  - ④ 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触を認めた場合や、健康状態が不良と判断される場合には、臨床実習指導者および大学に連絡し、指示を仰ぐ。
  - ⑤ 臨床実習中に新型コロナウイルス感染予防のため、以下の行動を制限する。
    - ・臨床実習の開始後に、いかなる場所においても本学学生と接触すること。
    - ・臨床実習の期間中、本学キャンパス敷地内へ入構することを原則禁止する。
    - ・臨床実習の期間中、本学キャンパス内で教員の指導を受けること（原則禁止）。

※ 臨床実習中の学生指導は、電話やメール、ICT機器を利用して遠隔指導を行う。

※ 臨床実習中の文献検索は、メディカルオンライン等の活用を推奨する。

※ 上記⑤の行動制限は、臨床実習において適応する。
  
4. 臨床実習開始前の各種検査について
  - ・臨床実習施設が指定する各種検査を指定された期日までに受けなければ臨床実習に参加することができません。

※ 指定された検査費用は本学が負担しますが、検査を受ける際に一時的に費用を実習生が立て替えていただくこととなります。領収書を本学キャリアセンター

へ、平日に持参してください。臨床実習開始後は、本学への入構が制限されますので、臨床実習終了後に清算することとなります。

- ※ 領収書が無いと清算できませんので、紛失しないように気を付けてください。
- ※ 検査を行う医療機関等への交通費は、実習生の負担となります。

5. 臨床実習の開始後における臨床実習の中止基準について

① 実習生が、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と判明した場合

- ※ 当該学生は直ちに本学教員に連絡する。本学教員は直ちに臨床実習指導者に連絡し、感染症法に基づく官公庁の指示に従う。
- ※ 臨床実習は一時中断とする(公認欠席扱い)。感染拡大予防措置に全面的に協力する。

② 臨床実習の開始前後 14 日間において、実習生以外の本学学生や教職員が、新型コロナウイルス感染者と判明した場合

- ※ 新型コロナウイルス感染者が本学キャンパス内への入構や教職員との濃厚接触が確認された場合、感染者の行動履歴から濃厚接触者の確定を行うとともに、感染症法に基づく官公庁の指示に従う。濃厚接触と判断された実習生は、臨床実習を一時中断して自宅待機とする。
- ※ 濃厚接触ではない実習生は、感染の恐れが無いと判断された場合に限り、臨床実習施設での受け入れの可否を臨床実習施設と協議した上で臨床実習を実施する。

③ 臨床実習の開始 15 日目以降において、本学の学生や教職員が、新型コロナウイルス感染者と判明した場合

- ※ 原則として実習生は感染の恐れは無いものとして臨床実習を継続する。この場合、臨床実習指導者と臨床実習担当教員とは、連絡を取れる体制を確実に構築する。但し、本学の一斉閉鎖等で、担当教員が対応困難な場合は、実習の中断を検討する。

④ 実習生と関わった臨床実習施設職員、患者等が感染疑いとなった場合

- ※ 実習生が濃厚接触の疑いの場合、臨床実習を一旦中止して自宅待機とする。
- ※ 感染に関する PCR 検査等を受けることについて、主治医の指示を仰ぐ。
- ※ 実習生と直接の関わりが薄い者が感染した場合は、学生が感染の恐れがあるかどうかを実習担当教員が確認し、濃厚接触者に準じた形で対応する。

以上

(資料 1)

令和 3 年 4 月 1 日

学生 各位

大阪河崎リハビリテーション大学

### 新型コロナウイルス感染拡大の予防対策について

大阪府の緊急事態宣言の解除後、府内においては新型コロナウイルスの感染が再拡大しつつある状況にあり、感染の第 4 波が始まっています。医療職養成機関として感染拡大を防ぎつつ、臨床家の育成を目指すあらゆる手段を講じる必要があります。

こういった社会情勢を受けて、本学では 4 月以降における新型コロナウイルス感染拡大の予防対策について、次のとおりとします。

#### (1) 登下校に関すること

- ① 登校前に必ず検温を行うこと。(健康管理シートを記入のこと)
  - ・風邪の初期症状(健康管理シート 2 項目以上該当)があった場合は無理せず、自宅療養し、登校停止とする。
  - ・37.5℃以上の発熱や体調不良がある場合は、登校を禁止する。
- ② 外出中は、マスクを常時着用すること。
- ③ 配布された消毒用小型スプレー、大学構内に設置された手指消毒液を用いて、手指消毒・物品消毒を積極的に行うこと。
- ④ 授業終了後は、不必要な滞在を避けて下校すること。
- ⑤ バス乗車時は、会話を慎むこと。
- ⑥ 帰宅時は、必ずうがい・手洗いを行うこと。

#### (2) 対面授業(座学)に関すること

- ① 座席は、隣り合わせに座らないなど離れて受講すること。
- ② 授業中は、定期的に窓を開放し、換気を小まめに行うこと。
- ③ 使用する机・座席・教育備品等の消毒清拭は、消毒用小型スプレーにて積極的に各自で行うこと。

#### (3) 実技の練習に関すること

- ① 授業外で技能練習を行う場合、マスク・手袋・ゴーグル等を使用して必ず教員立ち合いのもとで行うこと。
- ② 自習終了後は、使用場所・使用物品等の消毒清拭を必ず行うこと。

#### (4) 休憩時間

- ① 長時間、換気の悪い密閉空間での自習や密集することを極力避けること。
- ② 課外活動は、自粛すること。
- ③ 昼食時は、対面摂食、および会話を慎み、不必要な滞在を避けること。  
飲食時以外は、マスクを常時着用すること。
- ④ トイレ待ちでは、一定の距離を保ち、トイレ使用後は蓋を閉めてから流すこと。

- ① 図書館、CALL 室を利用する場合、座席は一定の距離を保つこと。
- ② 教室、食堂の椅子を既定の場所から移動させないこと。
- ③ 床に置いた荷物は、机の上に置かないこと。
- ④ 大学構内を移動する際、密にならないようにし、エレベーターの使用は密にならない範囲で使用する

**(5) その他**

- ① 新歓コンパや花見及びこれに類する参加については自粛すること。
- ② 次のような密な集まりのある場所への出入りを自粛すること。
  - ・ 飲食を伴う施設（居酒屋、バー等）
  - ・ 遊興施設（カラオケ店、パチンコ店、ネットカフェ、ゲームセンター、ライブハウス等）
  - ・ 屋内運動施設（ボーリング、スポーツクラブ、ジム等）
- ③ アルバイトは、感染リスクが高い遊興施設は避け、不特定多数の接客を行う店は自粛すること。
- ④ 新型コロナウイルスに感染した場合は直ちに大学に連絡すること。医師の許可がおりるまで登校禁止とする。
- ⑤ 保健所等から濃厚接触者と認定された場合は、直ちに大学に連絡すること。
- ⑥ 配布された消毒用小型スプレアの消毒液がなくなった場合は、1 号館 1 階事務局で消毒液の補充をしてください。

日常生活においても、「密閉・密集・密接」を常に意識し、換気が悪い密閉空間を避けるや、人が多く集まる密集場所での距離（2m 程度離れること）への留意や会話、大声での発声による飛沫が生じる密接場面を避けて行動してください。

本件問い合わせ先  
大阪河崎リハビリテーション大学  
学生委員会



